

カブドットコム証券株式会社  
 (コード番号 : 8703 東証1部)  
 代表執行役社長 斎藤 正勝

2010年10月5日

私設市場（kabu.comPTS）の空売り規制対応に関する変更認可の取得  
 ~ 参加証券による空売りについて取引所と同等のルールに対応。また、参加証券は10社に  
 拡大 ~

● English

カブドットコム証券株式会社は、私設市場（kabu.comPTS）の空売り規制対応に関する変更認可を金融庁より取得しました。当社が運営する国内唯一取引所と同じである競売買（オークション）方式のPTSは、参加証券からの空売りについて、取引所同様の規制内で取引されます（信用取引による空売りは不可）。尚、当該ルールは10月4日より開始しております。

また、JPモルガン証券株式会社との間で、当社PTSへの同社の参加について合意しました。これにより、当社PTSの参加証券は当社を含めて10社となります。

### ●私設市場の空売り規制への対応

2010年3月 金融庁による「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」改正において、私設取引システム(PTS)運営業務の認可にあたっては、空売り等の取引の公正を害する売買を排除する方法及び態勢の確立が必要とされ、7月に日本証券業協会にて関連規則が改正されました。この度の空売り規制対応は、本規則改正に従い、参加証券による空売り規制を前提に空売りの受注を行うものです(※)。尚、当対応における空売りの基準価格及び価格規制は以下のとおりです。

#### <当社の空売り注文の基準価格及び価格規制>

|      | 基準価格            | 価格規制の適用可否の判断   |
|------|-----------------|--|
| 寄付き前 | 原則主市場の前日終値      | 一律基準価格「以下」での空売り注文を受付不可   |
| ザラバ中 | 当社PTSにおける直前約定価格 | アップティック時は、基準価格「未満」の空売り注文を受付不可<br>ダウンティック時は、基準価格「以下」の空売り注文を受付不可 |

※現状PTSでは、信用取引(信用取引による空売り含む)は、金融庁監督指針及び日本証券業協会規則により認められていません。  
 ※取引所取引と同様に、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定される取引及びこれらを当社PTSにおいて行う取引に応じて読み替えた場合の読み替え後の取引には適用しません。

### ●参加証券は当社を含め計10社にまで拡大

kabu.comPTSの参加証券について、米大手証券のJPモルガン証券株式会社が、参加証券として当社と合意しました。これで、当社を含めて参加証券は10社となります。尚、私設市場の参加者は、今秋以降、外資系証券の他、国内証券にもさらに拡大する予定です。

今般の空売り規制対応の他、本年7月の株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）による決済の安全性・効率化の向上等の基盤整備を前提に、取引所の売買方式であるオークション

方式と基本仕様と同じとしながらも、小数点の価格も含む呼値の刻みの縮小など私設市場独自の対応により、取引所の補完的かつ代替的市場としての利用促進を図って参ります。

#### <JPモルガン証券株式会社の概要>

JPモルガン証券株式会社は、日本において80年以上の歴史を有する世界有数の金融持株会社、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのグループ子会社で、証券関連業務を行う日本法人です。JPモルガンは豊富な活動実績を基に金融市場で重要な役割を担い、政府系機関、機関投資家、事業法人などにM&Aをはじめとする戦略的アドバイス、資金調達、マーケット・メーリング、リスク管理などの商品・サービスを提供しています。

JPモルガンに関する詳細：<http://www.jpmorgan.co.jp/>

#### ●参加証券一覧

三菱UFJモルガン・スタンレー証券、クレディ・スイス証券、UBS証券、BNPパリバ証券、シティグループ証券、モルガン・スタンレーMUFG証券、メリルリンチ日本証券、インスティネット証券、JPモルガン証券（順不同、当社除く。10月現在。）